

## 第11回宮城県総合教育会議 議事録

令和5年1月31日作成

- 1 会議名 第11回宮城県総合教育会議
- 2 開催日時 令和4年12月20日（火） 午後1時から午後2時まで
- 3 開催場所 県庁 行政庁舎11階 第二会議室 仙台市青葉区本町3丁目8-1
- 4 出席者 別紙「出席者名簿」のとおり
- 5 概要 以下のとおり
  - (1) 開 会
  - (2) 挨拶（知事：村井知事）
  - (3) 議 題（議長：村井知事）
    - ① 「教育等の振興に関する施策の大綱」（第2期宮城県教育振興基本計画）の改定について  
資料1-1及び1-2に基づき説明  
（説明者：川越 総合政策課長 及び 高橋 教育企画室長）
    - ② 子どもの体力・運動能力向上について  
資料2に基づき説明  
（説明者：岩渕 スポーツ振興課長 及び 大宮司 保健体育安全課長）
    - ③ 特別な支援が必要な児童生徒の多様なニーズに対応した教育の推進について  
資料3に基づき説明  
（説明者：市岡 特別支援教育課長 及び 橋本 精神保健推進室長）
  - (4) その他
  - (5) 閉 会

### 1 開会【司会】

それでは、始めさせていただきます。

教育委員の皆様におかれましては、本日は、大変お忙しいところ、第11回宮城県総合教育会議に御出席をいただき、誠にありがとうございます。

本日の会議は、宮城県総合教育会議運営要綱第5条の規定に基づき、公開となっておりますので、御了承願います。

また、御発言用にマイクを用意しております。発言の際には、担当者がマイクをお渡しいたし

ますので、お知らせ願います。

それでは、ただいまから、会議を開催いたします。

開会に当たりまして、村井知事から挨拶を申し上げます。

## 2 挨拶（村井知事）

本日は、大変お忙しいところ、教育委員会委員の皆様の御出席を賜り、誠にありがとうございます。

この総合教育会議は、私と教育委員の皆様が、本県の教育等の現状や課題に対する認識を共有し、重点的に講ずべき施策等について、協議・調整を行うことにより、今後の施策の推進につなげる目的で開催するものです。

さて、本日の会議では、教育施策の「大綱」のほか、「子どもの体力・運動能力向上」、「特別な支援が必要な児童生徒への教育の推進」について議題とさせていただきました。

教育施策の「大綱」については、平成29年に策定した「第2期教育振興基本計画」を「大綱」に位置付けているところですが、この5年間の様々な状況の変化を受け、見直しが必要ということで事務局から御説明させていただきます。

次に、「子どもの体力・運動能力向上」については、本県の小中学生の体力合計点は全国平均値を下回る状況が続いており、肥満傾向児も全国と比べて多いということで、引き続き力を入れて取り組んでいく必要があると認識しております。

また、「特別な支援が必要な児童生徒への教育の推進」についてですが、少子化が進む中で特別な支援が必要な児童生徒は年々増加しているということで、教育委員会と保健福祉部が一層連携しながら支援していくことが重要と認識しておりますので、皆様とともに考えてまいりたいと思います。

本日は、委員の皆様から忌憚のない御意見を頂戴し、今後の施策に生かしてまいりたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

### —以下議事—

## 3 議題

### 【司会】

それでは、議題に入らせていただきます。

議長につきましては、運営要綱第4条の規定に基づき知事になるものとされておりますので、村井知事に議長をお願いいたします。

### 【議長】（村井知事）

皆様、よろしく申し上げます。

議題（1）『「教育等の振興に関する施策の大綱」（第2期宮城県教育振興基本計画）の改定について』、事務局から説明してください。

### 【事務局】（川越総合政策課長）

それでは、議題（1）について、総合政策課より御説明申し上げます。資料1-1を御覧くだ

さい。

まず、1の(1)、教育大綱については、教育の目標や施策の根本的な方針であり、国の教育振興基本計画を参酌し、総合教育会議において協議・調整の上、知事が策定するものであります。

そして、(2)に記載のとおり、本県では、平成27年6月の第2回総合教育会議において教育大綱を策定し、その後、平成29年3月に策定した「第2期宮城県教育振興基本計画」を、同年7月の第6回総合教育会議において新たな教育大綱として位置づけたところであります。

教育大綱である「第2期宮城県教育振興基本計画」は、策定から5年以上が経過し、教育を取り巻く環境が大きく変化していることから、総合教育会議にお諮りしながら見直しを進めたいと考えており、今回、議題とさせていただくものであります。

詳細については、教育企画室から御説明いたします。

#### 【事務局】(高橋教育企画室長)

教育企画室長の高橋です。それでは、資料1-2を御覧ください。

1の「改定の趣旨」につきましては、本県では、平成29年3月に「第2期宮城県教育振興基本計画」を策定し、これを教育大綱として位置付けながら、「志教育」の推進をはじめ様々な施策に取り組んでまいりました。

近年、大規模自然災害の頻発や新型コロナウイルス感染症の蔓延に代表されるように、今後の先行きが不透明な予測困難な社会の中で、未来を切り拓く力の育成が求められているとともに、誰もが生きがいを持って暮らすことができる地域社会の構築に向け、他者の多様性を尊重しながら、互いに高め合う環境づくりが必要になっております。

このような中で、教育を巡る状況についても大きく変化しており、新学習指導要領の実施に伴う「主体的・対話的で深い学び」の実現や、教育機会確保法に基づく個々の不登校児童生徒の状況に応じた支援の実施、教育DXの推進等への対応が求められているとともに、多様で複雑化する教育ニーズに添えていくことが重要な課題となっております。

今回、計画策定後に生じた様々な変化に対応しながら、本県の課題である学力、体力・運動能力の向上や、不登校児童生徒への支援の取組の充実・強化を図るなど、本県における教育施策の方向性等を整理する必要があることから、国が現在策定を進めている新たな教育振興基本計画等を踏まえ、第2期計画を改定するものであります。

2の「計画の位置付け」につきましては、資料に記載のとおりであります。

次に、2ページを御覧ください。

3の「計画期間」につきましては、本計画は、平成29年度から令和8年度までの10年間の計画でありましたが、国の教育振興基本計画との連動性を確保していくため、今回の改定に合わせ計画期間を2年間延長し、令和10年度までの12年間の計画とするものであります。

4の「改定に当たっての基本的考え方」につきましては、三点に分けて記載しております。

一点目は、第2期計画の理念の継承と状況変化への対応についてであり、第2期計画で掲げる「目指す姿」と5つの「計画の目標」等を継承しながら、制度改正やコロナ後の急速なデジタル化の動きなど、本県の教育を巡る状況変化に対応するとともに、現計画で課題が見られる取組の充実・強化を図ってまいります。

あわせて、国の新たな教育振興基本計画と「新・宮城の将来ビジョン」の方向性を踏まえ改定を進めるものであります。

次に、3ページを御覧ください。

二点目は、知事部局と教育委員会の連携であり、そのために、知事を本部長とし、教育長を含む関係部局長からなる「教育振興基本計画推進本部」を設置し、同本部会議での検討を経ながら改定を進めるとともに、「総合教育会議」で知事及び教育委員会の協議・調整を図ってまいります。

三点目は、有識者や県民意見の反映であり、有識者意見については、知事及び教育委員会の附属機関として設置された「教育振興審議会」に諮問し、答申を受けることとしております。

また、県民の意見を本計画に反映させるため、圏域ごとに開催する意見交換会、パブリックコメント等を実施するものであります。

5の「改定作業実施体制」につきましては、各会議等の関係を図示しております。

計画の改定に当たっては、総合教育会議における意見や、圏域別意見交換会などによる地域や県民の意見を取り入れながら、教育振興審議会と計画推進本部が中心となり、具体的改定案を検討していくこととなります。

次に、4ページを御覧ください。

6の「改定イメージ」につきましては、左側には、先ほど御説明した計画策定後の状況変化への対応等について記載しております。

検討に当たっては、目指す姿と5つの計画の目標については、現在の理念を継承してまいりますが、10の基本方向と35の取組については、再構成を含めて検討し、改訂版を取りまとめてまいりたいと考えております。

最後に、7の「改定スケジュール」につきましては、本日の総合教育会議以降、来年度末の改定に向けて検討を進めるものでありますが、総合教育会議においては、来年度の8月に中間案、1月に最終案をお示しし、御意見をいただきたいと考えております。

議題（1）の説明につきましては、以上であります。

**【議長】**（村井知事）

以上の説明に対して、御質問はございませんか。

（質問なし）

それでは、議題（1）『教育等の振興に関する施策の大綱』（第2期宮城県教育振興基本計画）の改定については、提案どおり進めさせていただくこととします。よろしく申し上げます。

次に、議題（2）「子どもの体力・運動能力向上について」、事務局から説明してください。

**【事務局】**（岩淵スポーツ振興課長）

企画部スポーツ振興課から、「第2期宮城県スポーツ推進計画」の概要及び、そのうち、子どもの体力・運動能力向上に係る、取組内容等について御説明いたします。

はじめに、「第2期宮城県スポーツ推進計画」の概要について御説明します。資料2の2ページを御覧ください。本計画は、スポーツ基本法第10条に基づき、国の「第3期スポーツ基本計画」を参酌して策定する「地方スポーツ推進計画」として、また、「新・宮城の将来ビジョン」を踏まえた部門計画として、本県のスポーツ推進に向けて取り組むべき方向性を示す、令和5年度から令和14年度までの10年間の計画として策定しております。

3ページを御覧ください。本県の社会状況や、県民の健康、スポーツに関連した現状について記載しておりますが、特に、子どもに係るものについては下段に記載しております。

続いて5ページを御覧ください。こうした状況を踏まえ、運動習慣の定着やスポーツによる健康づくりが課題であると考え、「スポーツの力でひらく みやぎの未来！」を「基本理念」として、全ての県民があらゆるライフステージにおいてスポーツに親しみ、ともに活動することで、「人と人」、「地域と地域」のつながりを感じ、スポーツの価値を共有しながら夢と希望に満ちた生活を送ることができる、活力ある「みやぎ」を目指すこととしており、この基本理念のもと、6ページに記載の4つの基本方針に基づき、施策を実施してまいります。

次に、子どもの体力・運動能力向上に係る取組について説明いたします。3ページにお戻りください。

小学5年生、中学2年生を対象とした「体力・運動能力、運動習慣等調査」によれば、中学2年の男子を除き、体力合計点が全国値を下回る状況が続いており、小・中・高校の各年代で肥満傾向児の出現率が、ほぼ全国値を上回る結果にあります。

また、中学校等の運動部活動については、国の検討会議において、地域移行の方針が示され、その在り方が大きく変わろうとしております。

こうした状況を受け、7ページに記載のとおり、スポーツによる健康増進に係る目標の一つとして「体力・運動能力、運動習慣等調査」の結果を指標として「小学5年生・中学2年生の体力が全国水準を上回る」を掲げており、子どものスポーツ機会の創出のため、幼児期からの運動遊びの普及促進など4つの点について取り組んでまいります。

子どもたちが、健康や生活習慣について正しい知識を持ち、身体を動かすことの楽しさや喜びを感じながら、自発的かつ積極的にスポーツに取り組むことにより、個々の体力や運動機能が向上する他、地域のスポーツ団体や家族・友人とスポーツを楽しむ子どもたちが増え、運動習慣が定着していることを、目指す姿としています。

当課からの説明は、以上でございます。

#### 【事務局】（大宮司保健体育安全課長）

続きまして、本県の児童生徒の体力・運動能力の状況について御説明いたします。

8ページを御覧ください。

このグラフは、文部科学省が平成20年度から調査を始めた、体力・運動能力調査の体力合計点の比較とその推移です。実線が宮城県、点線が全国平均値です。なお平成23年度は東日本大震災により、令和2年度は新型コロナウイルス感染症により、調査は行われず、結果はありません。

また、令和4年度の結果は、12月23日に公表となるため、本日は令和3年度までのデータをお示ししております。

全体の傾向としては、全国平均を大きく上回ることはできませんでしたが、平成27年度から30年度まで、緩やかに上昇傾向にありました。

しかし、令和に入り、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、数値が大幅に低下してきております。これまでは、主に通学時の自家用車等の送り迎えや学校や家庭での運動量の減少が課題でしたが、さらに新型コロナウイルス感染症により、低下に一層拍車がかかり、今後の歯止め対策がより重要になっております。

9ページを御覧ください。児童の体格と肥満傾向児の出現率になります。全国に比べて身長、体重共に全国平均値を上回っております。

肥満傾向児の出現率は、学年によって多少の差異はありますが、4%～6%程度、全国平均を上回っております。

10ページは、小学生の運動時間と体力合計点との関係です。

左側のグラフでは、運動時間が全国平均よりも短く、さらに、平日より土日の運動時間の差が大きいことが分かります。

右のグラフでは、当たり前ではありますが、運動時間の長い児童ほど、体力合計点が高く体力・運動能力の改善には、一定の運動時間の確保が重要であることがわかります。

11ページを御覧ください。小学生のテレビやゲームなどの視聴時間、いわゆるスクリーンタイムと体力合計点との関係でございます。

小学校5年生の男子では、平日2時間以上の視聴時間の割合が、全国平均よりも高く、全国との差も大きくなっております。

男女とも4時間以上の視聴時間になると、確実に体力合計点が低下していることが分かります。

12ページを御覧ください。現在の取り組みです。

上段のみやぎの子どもの体力・運動能力充実プロジェクト事業では、資料にある①～⑥に取り組んでおります。

特に②の体力・運動能力調査では、同一の記録カードに小学校1年生から高校3年生まで、12年間の自分の体力数値を記録させ、目標をもって取り組ませる工夫や、宮城教育大学に分析を依頼し県全体や学校毎の傾向をつかみ、市町村や各学校にお知らせするなどの取り組みを行っています。

⑤のWeb運動広場は、小学生を対象に、集団での長縄跳び、個人での短縄跳びとマラソン、合計3種目を、ホームページ上の競技会として開催しています。参加した学校は体力・運動能力の向上が見られ、仲間づくりにも効果的があるとの報告もあります。

下段の地域スポーツ力向上推進事業は、モデル事業です。県内の3市町村で、大学や企業と連携して休み時間の運動イベントの実施やICTを活用した部活動指導などを行っております。

最後に13ページですが、現在の課題は、記載にある大きく3つと考えております。

これらの課題を解決していくためには、通知などの働きかけでは限界があり、学校のあらゆる場面で、また家庭と連携して、組織的な取り組みをより強く促す必要があります。

特に、今後力をいれていく取り組みとしては、1つ目は、市町村教育委員会や学校が、課題意識を高く持ち、組織的に運動時間を増やす体制づくりです。その実現のため、次年度から県内すべての小中学校に直接働きかけを行う、巡回指導を計画中です。

2つ目は、教職員の指導力向上、意識の向上です。効果的な実技指導や課題分析、個人カードのデジタル化など、現場で役立つコンテンツの整備を進めてまいります。

3つ目は、効果が確認できているWeb運動広場を拡大し、子どもたちが楽しいと感じる運動機会を増やし、コミュニケーション能力の育成にもつながる、宮城の子どもたちの健康を守る、体力・運動能力の向上を目指していきたいと考えております。

説明は、以上でございます。

**【議長】**（村井知事）

それでは、本議題について、委員の皆様から御意見いただきたいと思いますが、時間の都合もございますので、私から指名させていただきます。

まず、伊東教育長、どうぞ。

**【教育委員】**（伊東教育長）

今、保健体育安全課長から説明がありましたが、コロナ禍にあつて子供たちの体力・運動能力の低下が顕著になっております。子供たちの体力・運動能力につきましては、その後の人生、一生涯の健康の基礎となるとともに、学力との関わりや、非認知能力といわれるコミュニケーション力や意欲、粘り強さなどの力との関わりも指摘されておまして、その向上は大変重要だと思っております。

そうしたことから、今年度、小学校中学校の設置主体である市町村教育委員会との意見交換会においてこのテーマを取り上げ、色々とお話を伺ったところでございます。

市町村の教育長さんたちからは、子供の様子は二極化している、運動している子としていない子がいるということで、運動していない層への働きかけが大事ではないかというお話がありました。それから子供たちは体を使って遊ぶということが今はできない状況でありますので、体を動かす機会を意図的に作る事が大事であるというようなお話もありました。そのためにあえてスクールバス運行をやめて徒歩通学に切り替えたという事例も御紹介がありました。また、学校の取組としては、基本は体育の授業であり教員の指導力向上にもっと力を入れるべきとの意見、調査も年1回ではなく2回行ってはどうか、という御意見もございました。一方で学校だけでは改善を図るのが難しいとして、地元の大学の協力を得て取り組んでいる事例や、幼少期から体を動かす楽しさを経験することが大切であり、地域のスポーツ組織とともにアクティブチャイルドプログラムに取り組んでいる事例などが紹介されました。

私も小さいころから体を動かす楽しさを経験することがとても大事だと思っております。幼児教育の指針である「みやぎの学ぶ土台づくり」でも示しております、子供たちが小さいころから体を動かす楽しさを経験することが大事だということの理解を家庭や幼児教育関係者に広げていくとともに、企画部のスポーツ振興課とも連携して子供たちが家族や友人と地域でスポーツに親しむ機会を創出できるよう取り組んでいきたいと思っておりますので、今後ともよろしくお願いいたします。

**【議長】**（村井知事）

ありがとうございました。

次に、小川和久委員、お願いいたします。

**【教育委員】**（小川委員）

子どもの体力低下はデータに出ておりますとおり、戸外で遊ぶ機会や歩くなどの運動が減少していることが原因かと思えます。皆様方も薄々感じられていると思えますけれど、メディア依存、ゲームや動画に時間を費やして一人でじっとしている時間が増えているということと、普段の生活から我々大人も含め、車依存になっていることが原因かなと思えます。

ただ、難しいのは、子どもは自分自身の体力が低下しているというのは多分自覚できないと思うんです。大人はちょっと歩くと息切れするとか、階段がしんどいとか、体重が増えたとかで比

較的自覚できるんですけど。

この体力低下のデータというのは期待された伸びに対して、現状はそれほど伸びていないということで、体力が落ちているんじゃないかというデータの出し方だと思います。子供自身は体が大きくなっているし、走りも速くなっているということから、なかなか自覚できないので、子供に運動しなさいと言っても多分ピンと来ないと思います。ちょっとの時間くらいなら動画を見てもいいだろうということになりますので、子供に自覚を求めて運動しなさいという解決方法はいかがなものかなと思います。大人も含め、地域社会、家庭も含め、みんなで環境改善に努めていくしかないのかなと思っています。

まず、たとえば簡単な話、一日どれくらい歩いているのか、どれくらい運動しているのかということをお家庭や学校と一緒に話し合っ情報共有することから始めて、運動する機会をどういうふうに設けるか大人と子供と一緒に考える機会を作っっていったらどうかと思います。大人も努力するので、土日はできるだけ公共交通機関を使おうとか。そうすると子供も一緒に歩いて移動する。大人も努力するし、子どもも頑張ろうねという風に環境整備をしていくのが一番いいかなと思います。

動画でゲームに没頭するということで色々問題になっていますけど、ゲームに没頭するということは考え方によっては向上心があるということですよ。負けたらもう一回やってみようというのは、向上心がある子供たちだと思うんです。これをスポーツとか別の形で、向上心を形にしていけるようにするのはどうかと思います。

最後ですけれど、これは色々検討する必要があると思いますが、放課後に校庭を開放するかどうかという問題はあるかなと思います。

これは、各市町村や学校で開放している学校とそうでない学校があると思います。管理責任とか色々問題もあるので、一律にはできないと思うんですけど。

以前、西日本のある小学校に行ったときに、調査で一日その学校にいたんですが、子供たちが放課後ずっと校庭で遊んでいるんですね。一旦家に帰っても、また学校に遊びに来るんです。校庭で先生がサッカーしているとそこに入ったり、また別の公園に遊びに行ったりとか、わりと自由に仕切りがない状態で行き来していて、こういう学校なら体力の低下はないんじゃないかと思いました。

色々問題はあると思いますが、校庭を開放して環境づくりにもう少し議論を進めていったらどうかと思います。

以上です。

**【議長】**（村井知事）

ありがとうございました。

それでは次に、小室千恵子委員、お願いいたします。

**【教育委員】**（小室委員）

私、10年ほど前から小学校中学校のスポ少のコーチをさせていただいているんですが、小学校1年生から3・4年生ぐらいまでの子供たちがスポ少を始めたときに、まず一番感じるのが、体力はもちろんだけど、体の動かし方がわからないということです。走るにしても足が上げられないとか、踏ん張れないとかいうこと。

多分それまでは、遊びの中で自然に身につけていたことだと思うんですが、今はやはり外で遊ぶことが少なく、震災の後は余計に、それが身につけていないと感ずることがあります。

私も保護者の一人として、毎年娘の運動能力調査の結果を見るんですが、小学校1年生から今中学2年生なんですが、その結果、残念ながらいっぱい伸びたところは特になく。6年生からバスケを始めて、今中学校2年生で部活もしてますが、この調査の中の種目でシャトルランがちょっと伸びたぐらいで、あとは特段伸びるところもなく。でも間違いなく体力はついていると思うんですが、体力テストに関してのコツだったりとか、こなし方が下手くそなのか。そういう本来は力を持っている子も多いんじゃないかなと思います。

この調査結果は保護者の中でもよく話に出るんですけど、うちはこのくらい伸びてたよとか、伸びてなかったよとか。保護者も家において、学校から帰って宿題をして、あとはテレビを見るか、ゲームをするか、中学生はスマホを見るかっていうふうな中で、保護者も家でも何かをさせないといけないなっていうのは感ずているんだけど、何をさせていいかがわからない。外に行ってきたらと言っても、子供たちに何を提示して頑張ってもらって、一緒にやろうかということが見つけられず、なんて声掛けしたらいいかがわからないという声はよく聞きます。

それも含めて、小さいときから急に運動しなさいって言うても、なかなかそれは難しいことで、やはり小さいときから自然に習慣的に体を動かしていれば、それが友達と遊ぶにしても、家族で休みの日に何かをするにしても、ちょっと時間が空いた時に、じゃあ兄弟でもいいし親でもいいので、キャッチボールしようかとか、ボール蹴ろうかとか、公園行こうかということが出てくるのではないかな。そうすれば、急には上がらないと思いますが、少しずつ体力向上に繋がっていくんじゃないかというのは感ずています。

学校とスポ少と家庭と全部が連携して、親も含めてやっていかないとやっぱり難しいかなと。学校とスポ少も連携して、学校で足りない分はスポ少で、スポ少の方からも学校にもこういうところを見てくださいとか、そういう連携がすごく大事じゃないかなと思います。

家庭にもこういう運動いいですよとか、家族でやってみてくださいっていう提案があれば、保護者もやりやすいんじゃないかなと感ずています。

以上です。

**【議長】**（村井知事）

ありがとうございました。  
スポ少は何の種目ですか。

**【教育委員】**（小室委員）

バスケットボールです。

**【議長】**（村井知事）

バスケットボールですか。お疲れ様です。  
それでは次に、佐浦康洋委員、お願いいたします。

**【教育委員】**（佐浦委員）

教育委員を拝命して2年になりまして、様々な現場、様々な討議を聞かせていただく中で、や

はり子供たちの自己肯定感ということがよく聞かせていただけてまして。つまり、やる気、生きる力を育てるために、先生方、宮城県さん、様々に努力をされてるというのはわかりますので、今回のスポーツのことにつきましては、肝はやはり、体力を育てる裏にある、精神的な成長をちゃんと確保するということが一番大事なのではないかと思えます。

スポーツに関しましては、私もずっとスポーツしておりますけども、一生継続けるものでございまして、そのベースになるスタートを子供たちの時代に育て上げるということが大事なので、これは「勉強は後でもできる」ということと、「スポーツは後でもできる」というとはちょっと事情が違う気がいたしますので。

やはり幼い頃から、小学校・中学校でそれに馴染ませるということは、生きる力を与える先生方の大事なお仕事や、親の仕事じゃないのかなというふうに思っておりますので。このいわゆる生きる力の獲得は、人生の最優先の仕事じゃないかなというふうに思っております。

そんな中で、体力のデータは少し下がっておりますが、それを見て一喜一憂するよりも、今度、コロナ禍が第9波・10波の時代が来ると思うんです。ですから、データの向上は望めませんが、裏にある基本的な考え方はちゃんと整えておかないと毎年毎年データを憂うというようなことになるんじゃないかなと思うんです。

それを改善するために、私個人は部活少年が大人になった状態なので、中学校・高校で部活動をちゃんとやるというのは、一つ、子供たちに自信をつけさせる大きなことだと思っております。

ただ、現状、先生方がお忙し過ぎて、これ以上そちらに負担をかけるのはちょっと工夫しないとまずいかなと思ってるので、いわゆる部活動の指導のアウトソーシングというのが、今よくかまびすしく言われておりますが、ここにもう一つ大きな問題があるような気がしまして。

今年になって定例会などでよく聞くお話なんですけれども、先生方にとっても自己肯定感っていうのは、どうやら部活のようなんですね。大分そのような先生方がいらっしゃるようなので、部活をアウトソーシングして、先生方の負担を取り除くのは大事なんですけれども、先生方からやる気を取り除いてしまったら意味がないので、うまくアウトソーシングしなければいけないと思うんです。

先ほど、教育長さんからも、運動する子としない子が二極化しているっていうお話ありましてですね。その前に資料にありました、ゲームの時間、スクリーンタイムっていうのを考えると、全員ほぼやっているといると思うんですね、遊びとしてゲームをやっている子たちは、運動する子としない子と分かれていると思うんですけれども。

結局、時間が長い子は体力が落ちる、時間が短い子は体力をある程度維持できるっていうような図式になってるとすれば、このスクリーンタイムに運動するチャンスをうまくくりつけられないかなというふうに思っております。

つまり、運動する機会をネットでeスポーツ的に、個人個人で競争するような仕組みづくりができないかなと。テレビで見ていると、スクリーンタイムの中で実はスポーツの情報を手に入れながら、子供たちが競争するために、明日縄跳び何回すれば相手に勝るとか、そういうふうな仕組みづくりができれば。おそらくそういうノウハウは、民間にあるんじゃないかなと思ってるんですけれども。

そのような知恵を、少しこれからは磨いていく必要があるのではないかなと思っております。これができれば、それを指導する先生方の部活のやりがいも担保できるんじゃないかなというふうに思っております。

つまり、生徒たちに運動しろって言うてもしないんですよ、多分半分ぐらいの子が。川に馬を連れていっても水飲ませるのは難しい状況っていう感じだと思うんですけど。その子たちが絶対欲しいのはゲームなので。ゲームをうまく呼び水にして運動させるっていう可能性はあるかなというふうに思っております。

以上です。

**【議長】**（村井知事）

ありがとうございました。

私も今日こういった報告を聞くまで、コロナの影響もあり子供たちの体力が落ちているというのは知りませんでした。

今委員の皆様からもお話いただいたとおり、非常に重要なことです。

亡くなったアントニオ猪木さんではありませんが、「元気があれば何でもできる」と。体力があれば、後で何とでも挽回できると思うんですよ。

そういった意味では今日は非常に重要なテーマをお話しさせていただいていると思います。

まず子どもが体を動かす楽しさ、達成感を感じられる取組は非常に重要だなと思います。

今、部活動のアウトソーシングを国がやるというお話がありますが、一律全部アウトソーシングを強制的にやらせるということではなく、先生方の状況や負担の割合などを見ながら、先生の希望なんかも聞きながら徐々にアウトソーシングしていくことが大事だと思います。

また、放課後の開放、場所を与えるということも非常に大事なことだと思います。

以前、齋藤委員が宮城野高校の校長をやっているときに、宮城野高校を全然使っていないんだけど、地域に開放してもらえないかとお話したことがございました。

県立高校などもなるべく開放したほうが私はいいと思いますので、ぜひそういう視点も入れながら、小・中学校だけではなくて、県立高校も立派な場所であって、部活をやってないときは貸してあげれば、地域に開放してあげればですね、子供たちも安全に遊べる場所になると思いますので。

時間がありませんので、この程度にさせていただいて次の議題に移りたいと思います。

次に、議題（3）「特別な支援が必要な児童生徒の多様なニーズに対応した教育の推進について」、事務局から説明してください。

**【事務局】**（市岡特別支援教育課長）

特別支援教育課の市岡です。それでは、資料3に基づいて説明いたします。

1 ページを御覧ください。本日の説明の柱は3点で、「特別支援教育における現状」、「医療的ケア児への支援」と「今後の方向性と課題」についてです。

2 ページを御覧ください。はじめに、「特別支援教育における現状」について説明いたします。

左のグラフは、宮城県全体の児童生徒数と、特別支援学校や特別支援学級における児童生徒数の推移を表しております。

県全体では、緑色の線のとおり右肩下がりに少子化が進んでいる中、青色の線や赤色の線のとおり、特別な支援を要する児童生徒数は、増加傾向にあります。

右のグラフは、特別支援学校の重複・訪問学級で学ぶ児童生徒数の推移です。訪問学級とは、

重度の障害や病気により学校に通うことのできない子供たちのために、教員が週に数回家庭で教育支援をしているケースを言います。これら障害の重い学級で学ぶ児童生徒の総数は、折れ線グラフのとおりほぼ横ばいですが、ピンク色の自宅で学ぶ訪問学級の割合が年々減少し、緑色の学校で学ぶ重度重複障害学級の割合が増加しており、子供たち一人一人の障害の状態を踏まえた支援、教育的ニーズが多様化しているということになります。

3ページを御覧ください。次に、これまでの取組として、本県の特別支援教育の方向性を定めた「特別支援教育将来構想」を基に説明いたします。上の段に、本構想の基本的な考え方を記載しております。一人一人の様々な教育的ニーズに応じた教育を展開するため、施策を推進する3つの目標を定め、事業を推進してきたところです。

本日は、目標2「学校づくり」のうち、保健福祉部との連携が一層重要となっております「医療的ケア児に対する支援」の事業概要や制度などについて説明いたします。

4ページを御覧ください。県立特別支援学校における医療的ケア児の現状についてです。左のグラフは、医療的ケア対象児童生徒数の推移であります。平成26年度は79人であったのに対して、令和3年度は122人と、8年で約1.5倍に増加しました。

また、右の棒グラフは、医療的ケアの内容別に人数を積み上げたグラフであります。ケアの主な内容は、吸引や経管栄養ですが、人工呼吸器による呼吸管理を必要とする児童生徒が学校に通うようになるなど、学校における医療的ケアの高度化・複雑化が進んでおります。

5ページを御覧ください。県立特別支援学校における医療的ケア児への支援の取組についてです。

県教育委員会では、医療ケア推進事業を立ち上げ、保護者の付き添い介護の負担軽減や、児童生徒の健康の維持・増進、安全な学習環境の整備を事業目的として、教育の充実を図ってきたところです。

事業の内容としては、中央の5つの丸にお示したとおり、在籍するすべての県立特別支援学校に看護職員を配置するとともに、市町村立学校における医療的ケア児受入体制を構築するために市町村向け研修会を開催するなど、子供たち一人一人の状況に応じた支援に取り組んでおります。

実施状況についてですが、左下のとおり、今年度、医療的ケア児が在籍する16の特別支援学校、125人の医療的ケア児に対し、看護職員を133人配置しております。市町村立学校においては、右下のとおり、昨年度の数値とはなりますが、4市町、20校、32人の医療的ケア児に対し、看護職員が30人配置されております。

次に、精神保健推進室から御説明いたします。

#### 【事務局】（橋本精神保健推進室長）

精神保健推進室長の橋本です。引き続き資料3に基づき説明させていただきます。

6ページを御覧下さい。昨年9月に「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」が施行され、基本理念として「医療的ケア児の日常生活・社会全体での支援」「個々の医療的ケア児の状況に応じ切れ目なく行われる支援」などが掲げられました。また、地方公共団体は「基本理念に則り、国との連携を図りつつ、自主的かつ主体的に、医療的ケア児及びその家族に対する支援に係る施策を実施する責務を有する」とされたほか、保育所や学校の設置者等についても、医療的ケアその他の支援について責務を有するとされました。

こうしたことから、県では医療的ケア児及びその家族が居住する地域にかかわらず等しく適切な支援を受けられるよう、今年7月に「宮城県医療的ケア児等相談支援センター」（愛称：ちるふぁ）を開設いたしました。

7ページを御覧下さい。当センターの概要ですが、所在地は仙台市泉区南中山、開所時間は午前8時30分から午後5時30分まで、またスタッフについては看護師など3名を配置しているほか、医師等を専門職アドバイザーとして委嘱しております。

業務内容ですが、「①総合的・専門的な相談支援」として当事者や家族、市町村などの関係機関からの相談に応じて、情報提供や助言等を行うとともに、「②情報の発信及び研修」として、各種制度や相談窓口についての情報集約及びホームページなどでの発信や、県民・行政担当者・支援等への研修のほか、「関係機関との連絡調整」及び「医療的ケア児等支援に係る調査」などを行います。

運営は、一般社団法人宮城・仙台障害者相談支援従事者協会に委託して実施しているところです。

参考までに、これまでの相談実績ですが、今年7月から11月までの5か月間で約500件寄せられており、圏域別では仙台市を含む仙台圏域が約400件、次いで石巻圏域が約30件となっております。実際の相談者は当事者・家族及び行政機関が各々約100件のほか、福祉事業所、医療機関及び教育機関からも相談が寄せられている状況でございます。

また、主な相談内容ですが、「医療的ケアが必要になった児童の転院支援や復学に向けての学校との調整」や「学校や保育所での医療的ケア児受入ガイドライン作成への対応」、「次年度の就学に向けた看護師確保のための会議への参加」など、多岐にわたる支援を行っているところです。

県としては、センターの活動を通じ、今後も様々な機関と連携しながら医療的ケア児本人及びその家族等への支援の充実に努めてまいります。

精神保健推進室からは以上でございます。引き続き、特別支援教育課から御説明いたします。

#### 【事務局】（市岡特別支援教育課長）

8ページを御覧ください。今後の方向性と課題について説明いたします。

ただ今、精神保健推進室から説明のありました医療的ケア児支援法の基本理念に沿った施策を展開するためには、医療、保健、福祉、教育、労働等が協働して、一丸となって取り組んでいかなければなりません。

現在、我が県の特別支援学校児童生徒のほとんどは、県教育委員会が用意するスクールバスで通学しているところですが、医療的ケア児については、乗車中のケアが不要な一部の子供たちを除き、スクールバス乗車中のケアの実施が困難であるとの理由から、保護者に送迎をお願いしているところ です。

中央の図を御覧ください。例えば、東京都や大阪府などでは、医療的ケア児の専用通学車両の運行や介護タクシー等を活用した通学支援を実施していますが、看護師の確保が課題で、やむを得ず保護者が同乗している事例があるとも聞いています。

県教育委員会では、医療的ケア児への通学支援の在り方について、他県の事例も参考に検討してまいります。

また、そのほかの課題として、市町村立学校等における医療的ケア児の受入体制の整備と医療的ケア児の生活の場の充実が挙げられます。

市町村立学校においては、医療的ケア児を受入れる体制が十分整っておらず、医療的ケア児の多くは、特別支援学校で支援している状況です。

県教育委員会としては、医療的ケア児支援法の基本理念に基づき、市町村立学校においても医療的ケア児の受入体制の整備が進むよう支援する必要があると考えております。

加えて、すべての医療的ケア児が、学校にいるとき以外も安全・安心に生活できる場を充実させていくことも重要であると考えております。

これらの課題の解決のためには、保健福祉部との連携が必要不可欠であり、先ほど説明のありました「宮城県医療的ケア児等相談支援センターちるふぁ」とも緊密に連携しながら、課題解決に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

最後に、医療的ケア児にとって学校で過ごす期間は、その後の人生を豊かなものにする、生きる力を育む大切な期間であります。

県教育委員会としては、今後も、医療的ケア児一人一人に寄り添いながら、将来の社会参加や自立に向けた施策を展開してまいります。

議題（3）の説明は、以上であります。

**【議長】**（村井知事）

それでは、本議題への御意見についても、私から指名させていただきます。

まず、伊東教育長、お願いします。

**【教育委員】**（伊東教育長）

県教育委員会としての取組については、今説明があったとおりであり、共生社会の中で、障害の有無によらず一人ひとりの教育的ニーズに応じた適切な教育に向けた取組を進めているところ です。

特に医療的ケア児については、支援法が施行したことは非常に大きな契機かと思えます。県立の支援学校の取組強化とともに、市町村立学校の医療的ケア児受け入れ体制の構築を働き掛けていくことが重要になっていると考えています。

また、今、保健福祉部から説明がありましたが、同じく支援法の施行を受けて、県内に設置された医療的ケア児等相談支援センターについては、当事者、保護者はじめ教育機関からの相談にも対応いただいております。本当にありがたいと思っております。専門的な知見からの相談にのっていただけるのは心強いところであり、今後さらに連携していくため、まずは教育機関で会議や研修などの場にお越しいただいて、情報の共有や意見交換をし、医療的ケア児が安心して生活し教育を受けられる体制、社会づくりに力を合わせていければと思うので、よろしく申し上げます。

**【議長】**（村井知事）

ありがとうございました。

それでは次に、齋藤公子委員、お願いいたします。

**【教育委員】**（齋藤委員）

私、教員として何年か勤めて退職し、教育委員としてここに座らせていただいているのですが、特別支援教育に関しては、戦後は就学免除という形でそういう子供たちが教育の場から排除され

ていた時代があり、そして養護学校が生まれ、子供たちが学校に通うようになり、それが特別支援学校となり、拡大していった多くの子供たちが学校に吸収され、子供たちが学校生活を楽しめるようになった。大きな変化だったと思います。

医療的ケアの子供たちに関しては、十数年前に就学指導委員会にいた折に、やはり医療的ケアが必要な子供は市町村立の学校に入れられないという、そういう場面も拝見してきました。

そういう意味では今回のこの法律の設立によって、それも徐々に改善されているということについて伺うと、もう隔世の感があるなというふうに思いますし、行政の努力に関しても本当に頭が下がる思いです。

ただ、それでも少子化の中で、何故か特別支援の学校への就学、その子供たちの数が増えているというところには、若干の疑問も感じておりますし、今後の特別支援の教育に対して、改善点も残っているかなというふうにも思います。

私なりにそういう経験とか色々考えながら、二つほど考えたことをお話したいと思います。

まず一つは、やはり数の上で改善されてきましたし、施設の面でも改善されて参りましたので、次に行くところは質的な改善かなと思います。

それは、一言で言えば、ゆとりに結びつく部分かだと思います。例えば、学校の狭隘化の改善を図ること、今、県は取り組んでいます。それ以外にも、人的なこと。

しかし、いずれにしてもこれはお金のかかることで、要望だけしてすぐには何とかなるものではないので、様々なところから御理解いただかなければならないことだと思うのですが、障害のある子供たちにとって、学校生活は、人生の中で、最も楽しく最も輝いている時間だといつも思います。

その子供たちが社会に出てからの厳しい生活を思うと、その時間を、ぜひ、いい時間として担保してあげたいという思いがあります。そのゆとりが少し生まれるような取り組みをぜひお願いしたいというのが一点です。

二つ目は、普通学校で共に学ぶインクルーシブ教育が唱えられて20年余りですが、始まったころに、みんな喜んだんです。共に学ぶ、すばらしい考え方であると。

ところが、特別支援学校の方に、保護者も子供たちも向いて、普通学校から離れた時期がありました。それは共に学ぶ理念とは全く逆方向です。

なぜそうなったか、保護者から聞くと、やはり専門的な知識のあるところに子供を預けたいという思いが強いということだったのですね。

今もやはり、先ほどのグラフを見ると、逆の作用が起きていますので。

ここで一つ。これは、お忙しい先生方には厳しいお願いかなあと思うのですが、やはり、普通学校に勤務なさっている先生方にも特別支援教育に関して、もう少し学びを深めることをお願いせざるを得ないのではないかなと思います。

これは、自分の経験も踏まえ、自分の反省も含めてですが、特別支援学校に勤務したおり、自分が不勉強であったことに気づき、本当に恥ずかしい思いをしたことを思い出します。

もちろん、普段の専門的な勉強とかおありですから、すべてについては申しませんけれど、特別支援の教育に対して、普通学校の先生方の学びを、ほんの少し深めていただくことで、インクルーシブ教育の広がりや深まりが、期待できるんじゃないかなというふうに思い、二つの提案を申し上げたいというふうに思います。

以上でございます。

**【議長】**（村井知事）

ありがとうございました。

それでは次に、千木良あき子委員、お願いいたします。

**【教育委員】**（千木良委員）

実は私、特に子供を対象にした摂食嚥下リハビリテーションを専門にしております、医療的ケアが必要な障害を持った子供さんの課題とは切っても切り離せない分野におりました。

今日は今までの経験をもとに感じていることをお話しさせていただこうと思います。

まず、医療的ケア児の就学の機会につきまして、私も直接御相談を受ける機会が今までもありました。なぜそういう御相談を受けるかという、医療的ケアと学校給食が関係しているからです。例を挙げます。離乳食は食べられるけれど水分摂取ができず、水分は鼻からチューブで取っているという事例では、医療的ケアが必要になるため地元の学校ではなくて、遠隔地の小児病棟に入院せざるをえなくなりました。それから、地域の小学校への入学は叶えられたけれども、学校の給食を再調理しなければいけないので、保護者は絶対ついてこなければいけませんとお話された事例もありました。あるいは、知的にも運動能力的にもそれほど問題がないにも関わらず、ただ一つ、胃ろうがあるということだけで、地域の学校の入学を断られたというようなケースもありました。

そういった一つ一つのケースに関して、「この子供さんはこういう状態なので、こういう工夫をすれば学校で見ただけのんじゃないか」とか、あるいは、「今から子どもさんに対して摂食嚥下リハビリテーションの訓練を病院でやりますので、それが叶った際には受け入れて欲しい」という依頼状や紹介状を書いたのを思い出します。

このような法律ができたということは私にとっても非常にありがたく、障害を持っている子供さん、あるいは保護者の方にとっても大きな恩恵があるのではないかなというふうに感じます。もう1点なんですけれども。

私はこういった摂食の関係で講義とか講演をさせていただいておりますが、やはり職種によって、「食べる」ということに対して非常に感覚の差があることを実感しています。同じ医療関係者でも、医師と歯科医師と看護師さんでは全く多分見方が違うと思います。

それを「食事」ととらえるか、「栄養補給」ととらえるかでは全く対応が違ってしまうので、教育現場にその医療の考えをすべて持ち込んでしまうというのは、私は医療関係者でありながら、あまり賛成することはできません。

ということで、講義や研修会で各職種の方をお願いしているのは、給食の時間というのは、どんなに障害が重い方であっても、子どもさんが自分自身の「命を守る学習をして欲しい」ということ、それから「人と関わる学習をして欲しい」ということ、それから、「生きることを楽しむ学習をして欲しい」というふうをお願いしてきました。特に、重度の子供さんにあっては、食べるという場面で、給食という場面で、命を守り生きることを楽しむ学習が一番行いやすいのではないかなというふうに考えるからです。

その学習の結果として、今まで笑わなかったのに食事の時間に笑顔が出るようになったとか、唇が2、3ミリ動いてるような気がするというような細かい変化が、非常に重度の子供さんでも出てまいります。子どもの小さな変化をきちんと評価するためには、やはり医療や教育が2、3ミリの変化を見逃さず、保護者の方と「こんなにできるようになったんだね」と喜べる、共有で

きる、そういう資質がすごく必要なんじゃないかなというふうに感じています。

色々その点に関しては要望もあるんですけども、話し始めると大変なことになりますので、このあたりにいたしますが…。

最後にまとめとしまして、どんなに医療的ケアが必要なケースであっても、教育的支援を行うのは教育現場ですので、医療機関が学校にお引越しましたというような状態での、この法律の運用というのは、私は違うと思っております。やはり教育は教育の現場で、きちんと子供たちを育てるという理念・基本方針を持って、福祉などと連携して育て上げて欲しいなというふうに強く思っております。

以上です。

#### 【議長】（村井知事）

どうもありがとうございました。まだまだお話があるかと思いますが、時間が無くなってしまいましたので、最後にコメントをさせていただきたいと思えます。

今3名の委員の先生方からお話があったとおり、年々子ども的人数が減っているんですけど、特別な支援を希望される子供さんは年々増えているということです。子供さん方、親御さん方のニーズをしっかり受け止めて、個々の対応をしていかなければいけないということで、これが非常に難しい局面に入ってきているかなと思えます。

医療的ケア児にとっては通学一つとってもかなり大変なことで、以前、何年か前に、通学中に亡くなった子供さんがいました。幸い親御さんの御理解もあって、そんなに大きな問題にはならなかったんですけども、そういった命に関わってくるので、通学一つ取っても中途半端な気持ちではできないということでございます。

ますます教育委員会にかかる負担、現場の先生にかかる負担というのは重くなってきますので、ここはやはり、教育現場だけに任せるのではなく、先ほどからお話しがあったとおり医療・保健・福祉・労働、こういった知事部局、また市町村が総合的に力を合わせていかなければならないなと思っております。

この会議の目的は、私の考え方を皆さんに理解していただくと同時に、知事部局としてお手伝いできることを皆さんにお聞きして、一緒になって連携してよりよい業務をしていくということであると思えますので、そういった意味では、改めてこういった問題点があるということも今日分かりましたので、知事部局のほうに対応を指示してまいりたいと思えます。

齋藤委員が言うように、何でもやるにしてもお金がかかってしまいますので、何でもかんでもやるということにはできないと思えますけれども、ぜひ委員の先生方には忌憚のない御意見をこれからも聞かせていただきたいと思えます。

残念ながらちょうど2時になってしまいましたので、これで会議は終了させていただきたいと思えます。

## 4 その他

#### 【議長】（村井知事）

その他、委員の皆様から何か御意見ございましたら。

（意見等なし）

それでは、私の進行は以上とさせていただきます、事務局にお返しします。

## 5 閉会

### 【司会】

それでは、以上をもちまして「第11回宮城県総合教育会議」を終了いたします。  
本日はありがとうございました。

以上